

令和8年度版 月形町住宅等に関する各種補助金のお知らせ

◆◆◆ あんしん住宅補助 ◆◆◆

町民が安心して長く暮らせるように、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図る工事、危険家屋等の解体工事に要する費用の一部を補助します。

■ 申請受付期限

工事を着工する日の14日前までに申請書を提出してください。

■ 補助対象工事

[リフォーム工事]

- ・増築工事、改築工事
- ・修繕工事（下記に掲げる工事など）
 - ①基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事及び解体、復旧工事
 - ②台所、浴室又はトイレを改修する工事、断熱工事、気密工事、換気工事、遮音工事
 - ③スロープ、手摺りの設置などバリアフリーに関する工事
 - ④風除室、庇を設置する工事
 - ⑤利便性向上や機能向上のための設備工事（屋根や外壁塗替など維持修繕工事や、固定されない物品等の設置工事は対象外です。）



[耐震改修工事]

- ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅を、耐震診断により耐震改修が必要と判定され、それに基づいて行う耐震改修工事

[太陽光発電システム設置工事] ※新築住宅を含めた全住宅が対象となります。

- ・住宅の屋根等へ設置する太陽光による発電設備工事

[除却解体工事]

- ・危険家屋等の判定基準により判定した建築物の評点が合計で100点以上の建築物（危険家屋等の判定基準に該当することがわかる写真を添付してください。）
- ・除却解体工事の対象になる条件について詳しくは、右のQRコードにてご確認ください。

【除却解体工事の対象条件】



■ 対象となる方

町内に対象住宅を所有し、かつ、当該住宅の敷地に住民登録している方又は補助対象工事後に当該住宅に居住することを確約する方（この場合、完了届に住民票の添付が必要となります。）

※除却解体工事は、町内に建築物（住宅や納屋等）を所有している方も対象となります。

※上記の条件に関わらず、住宅所有者が町外に居住していることが証明でき、かつ直系1親等以内の親族が補助対象住宅に居住している場合も対象となります。（この場合、住宅所有者の同意書が必要となります。）

■ 補助となる条件

- ・建築後5年が経過し、固定資産税の課税対象となっているもの。
- ・工事に要する費用が60万円（消費税を除く）以上であること

■ 補助金の額

補助金額は補助対象工事に要する経費の50%に相当する額

- ・除却解体工事以外の工事

上限額が町内業者による施工の場合200万円、町内以外の業者による施工の場合100万円とします。

※補助金の交付は同一年度内において一回限りとします。

- ・ 除却解体工事

補助金の上限額は同一年度内において所有者一人につき 60 万円とします。

◆◆◆ 快適な住まいづくり住宅補助 ◆◆◆

町内に、ご自身がお住まいになる住宅を新築又は中古住宅を購入された方に、その費用の一部を補助します。なお、指定宅地で新築された方には補助が上乘せされますので、より魅力的な制度となっています。

■ 申請受付期限

取得した住宅に住所を異動した日から90日以内に申請書を提出してください。

■ 対象となる住宅

1棟あたりの床面積が50㎡以上であること。ただし、店舗、事務所、倉庫等との併用住宅については、その面積を引いた面積とします。

■ 対象となる方

取得した対象住宅に住居登録しており、5年以上居住することを確約する方

■ 補助金の額

対象住宅の取得に要する経費の2分の1以内とし、次の額を限度とします。

(1) 住宅を建築した場合 町内業者**500万円** (町外業者**300万円**)

(2) 自らが建築した場合 **150万円**

(3) 中古住宅を購入した場合 **150万円**

(4) 北陽団地、白陽団地、優良林間住宅地において、新築された場合**150万円** ((1)、(2)に上乘せ)

※上記(1)と(2)の交付対象の方には、補助金に加えて中学生以下1人当たり**20万円**分の商品券(月形商工会発行)が交付されます。



◆◆◆ 民間賃貸住宅建設・リフォーム補助 ◆◆◆

町内に、アパートやマンションなど民間賃貸住宅(グループホーム、セーフティネット登録住宅含む)を建設される方や、所有する民間賃貸住宅をリフォームされる方に、その費用の一部を補助します。

※セーフティネット登録住宅：住宅セーフティネット法による住宅確保に配慮を要する方の入居を受け入れる住宅

■ 申請受付期限

工事を着工する日の21日前までに申請書を提出してください。

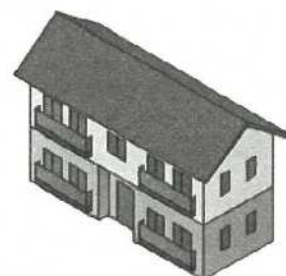
■ 対象となる民間賃貸住宅

- ・ 1棟4戸以上の新築する共同住宅で、1戸あたりの専用部分の床面積が19㎡~**100㎡**であること
- ・ 敷地内に1戸あたり1台以上の専用駐車場(スペース可)が確保されていて、各戸に玄関、トイレ、浴室、台所が設置されていること
- ・ **1棟当たり戸数の4分の1を超えて所有者又は当該所有者の2親等内の親族を入居させるものでないもの(法人が所有する場合にあっては、1棟あたり戸数の4分の1を超えて当該法人の役員又は従業員を入居させるものではないもの)**

■ 補助金の額

[町内業者建設]

建設工事費の2分の1以内とし、補助金の上限額は1棟あたり**6000万円**を限度に補助します。



〔町外業者建設〕

建設工事費の2分の1以内とし、補助金の上限額は1棟あたり3000万円を限度に補助します。

〔リフォーム〕 ☆町内業者が施工するものに限り☆

(1) 外装リフォーム

1棟あたり200万円以上の工事が対象で、経費の50%以内、100万円を限度に補助します。【増改築、外壁・屋根の修繕、塗装など】

(2) 室内リフォーム

1室あたり30万円以上の工事が対象で、経費の50%以内、50万円を限度に補助します。

【室内リフォーム全般（固定されない物品等の設置に要する経費は除きます）】

※上記のリフォームについて、国又は地方公共団体が実施する他の公的助成制度の適用対象となる場合には、これらの助成制度の適用を優先するものとし、当該工事について補助の対象外とする。

利用を検討されている方は事前にご相談ください。また、ほかの補助金を受けている場合、同じ内容に対し重複補助はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

各種事業において事前審査がありますので、詳しくは4ページに記載の【申請・問合せ先】までお問い合わせ下さい。

◆◆◆ 住宅等に関する各種補助金の申請 ◆◆◆

申請に必要な書類及び補助金交付までの流れは、下記QRコード「月形町ホームページ」にてご確認ください。

【月形町あんしん住宅補助】



【月形町快適な住まいづくり住宅補助】



【月形町民間賃貸住宅建設補助】



【月形町民間賃貸住宅リフォーム補助】



◆◆◆ 建物の建築・解体に係る各種届出 ◆◆◆

建築物を建築しようとする場合または建築物の解体工事を施工する場合は、月形町を経由して北海道に申請・届出が必要となります。補助金申請に合わせて提出ください。

■ 建築・除却工事届出

建物を建築しようとする場合には「建築工事届」を建物を除去しようとする場合は「建築物除却届」を工事着工前に提出する必要があります。（建築基準法第15条）

また、建物を解体・修繕等を行う場合は、一定の規模によって「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく届出が必要となります。（工事着工の7日前までに届出）

■ 確認申請

要件に該当する建物【要件：建築基準法第6条参照】を建設しようとする場合は、事前に「建築確認申請書」の提出が必要になります。

（要件【要件：建築基準法第6条参照】に該当しない場合であっても工事の着工前に「建築工事届」の提出が必要になります。）

■ アスベスト（石綿）含有事前調査

建物を解体、修繕する場合は、事前にアスベスト（石綿）が建物に含有されているか調査する必要がありますので、施工業者へご確認ください。

建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者など専門知識を有する者が行う必要があります。

■ 下水道等の届出

建物を解体する場合は、事前に役場住民課生活環境係へ下水道の止水方法及び浄化槽の撤去についてご相談ください。

【確認申請・工事届出様式_北海道 HP】



【建設リサイクル届出様式_北海道 HP】



【申請・問合せ先】

〒061-0592 樺戸郡月形町1219番地

月形町役場 農林建設課住宅建築係（電話・IP：53-2322）

E-mail : kenchiku@town.tsukigata.hokkaido.jp